

「第4期藤沢市教育振興基本計画（素案）」に関する パブリックコメントの実施結果について

藤沢市教育委員会では、本市の教育行政に関する基本計画である「藤沢市教育振興基本計画」の第3期計画期間が2025年（令和7年）3月に終了することから、今後の教育政策の方向性を見据えて、「第4期藤沢市教育振興基本計画」（以下「第4期計画」という。）を策定するにあたり、広く市民の皆様のご意見を伺うため、パブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

提出いただいた貴重なご意見につきましては、第4期計画の策定にあたっての参考とさせていただきますとともに、パブリックコメントの実施結果として公表します。

なお、ご意見は要約して、教育委員会の考え方を付しております。

貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1 パブリックコメントの実施概要

（1） 意見等を募集した案件

第4期藤沢市教育振興基本計画（素案）

（2） 意見等の募集期間

2024年（令和6年）9月19日（木）～10月18日（金）

（3） 意見等を提出できる方

市内に在住・在勤・在学の方、市内に事業所等を有する方、その他利害関係者

（4） 意見等の提出方法

郵送、ファクス、持参、専用の提出フォームによる電子提出

（5） 実施案内

「広報ふじさわ」（9月10日号）及び市ホームページ

（6） 閲覧場所

教育総務課、市役所総合案内、市政情報コーナー、各市民センター・公民館、市ホームページ

2 パブリックコメント実施結果

（1） 提出人数 1人

（2） 意見総数 2件

(3) 意見の内訳

意見の内訳	件数(件)
① 基本方針すべてに関する意見	1
② 基本方針2(教職員の働き方改革)に関する意見	1
計	2

(4) 意見の反映状況

意見の反映状況	件数(件)
① 計画に反映させる	0
② 計画に考え方が含まれている	2
③ 今後の取組の参考とする	0
④ その他(①～③に当てはまらないもの)	0
計	2

3 第4期計画(素案)に対する意見の概要と教育委員会の考え方

① 基本方針すべてに関する意見

No.	意見の概要	教育委員会の考え方	意見の反映
1	子どもの権利条約に定められている「参加する権利」について明文化するべき。	「参加する権利」については、子どもの権利条約に定められる非常に重要な考え方であるため、本計画においては、目標1の中で示しております。本市では今後も、子どもたちが自分の意見や考えを素直に言える機会や場を確保し、表明した意見や考えを大人が誠実に受け止める仕組みを整えてまいります。	②計画に考え方が含まれている

② 基本方針2（教職員の働き方改革）に関する意見

No.	意見の概要	教育委員会の考え方	意見の 反映
I	課題として掲げられている教職員の働き方改革について、基本方針と柱の中で、どのように実現するか明文化するべき。	教職員の働き方改革については、基本方針2の施策の柱3に位置付けており、教職員が子どもたちとしっかり向き合うことができるよう、学びを支える質の高い教育環境の整備に努めてまいります。	②計画に考え方が含まれている